

<p>国家外汇管理局上海市分局关于印发《进一步推进中国(上海)自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则》的通知</p> <p>上海汇发[2018]1号</p> <p>上海市各外汇指定银行：</p> <p>为落实《国务院关于印发全面深化中国（上海）自由贸易试验区改革开放方案的通知》（国发[2017]23号）等文件要求，经国家外汇管理局批准，国家外汇管理局上海市分局现就进一步推进中国（上海）自由贸易试验区外汇管理改革试点有关政策通知如下：</p> <p>一、放宽货物贸易电子单证审核条件。注册且营业场所均在区内的银行可自主审慎选择区内企业，为其办理货物贸易外汇收支时审核电子单证。区内货物贸易外汇管理分类等级为A类的企业无需开立出口收入待核查账户，货物贸易外汇收入可直接进入经常项目外汇账户。</p> <p>二、允许区内符合条件的金融租赁公司、外商投资融资租赁公司及中资融资租赁公司在向境内承租人办理融资租赁时以外币形式收取租金。</p> <p>三、支持发展总部经济和结算中心。放宽跨国公司、集团公司外汇资金集中运营管理准入条件；具备一定特征的区内金融租赁公司、资产管理公司符合上述条件的，可按规规定备案开展外汇资金集中运营管理试点。</p> <p>四、支持发展外汇市场业务。对于境外机构按规定可开展即期结售汇交易的，注册且营业场所均在区内的银行可以为其办理人民币与外汇衍生产品交易。允许注册且营业场所均在区内的银行为境外机构办理其境内外汇账户（外汇NRA账户）结汇业务。</p>	<p>国家外貨管理局上海市分局： 《中国(上海)自由貿易試驗区外貨管理改革試行のさらなる推進に係る実施細則》 印刷・公布に関する通知 上海匯發[2018]1号</p> <p>上海市各外貨指定銀行：</p> <p>《國務院：中国（上海）自由貿易試驗区の改革開放の全面的深化方案の印刷・公布に関する通知》（国發[2017]23号）などの文書の要求を実行するため、国家外貨管理局の批准を経て、国家外貨管理局上海市分局は、ここに中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進に関する政策について以下の通り通知する：</p> <p>一、貨物貿易電子エビデンス審査の条件を緩和する。登記かつ営業場所がいずれも区内の銀行は、区内企業を自主的かつ慎重に選択し、当該企業のために貨物貿易外貨受払を取り扱う際、電子エビデンスを審査することができる。区内の貨物貿易外貨管理分類等級がA類の企業は、輸出収入審査待機口座を開設する必要がなく、貨物貿易外貨収入は、經常項目外貨口座に直接入金することができる。</p> <p>二、区内の条件に合致する金融リース会社・外商投資ファイナンスリース会社および中資ファイナンスリース会社が国内のレシーにファイナンスリースを行う場合、外貨形式によりリース料を受け取ることを許可する。</p> <p>三、本部経済および決済センターの発展を支持する。多国籍企業・グループ会社の外貨資金集中運用管理の参入条件を緩和する；一定の特徴を備えた区内の金融リース会社・資産管理会社が上述の条件に合致する場合、規定に基づき外貨資金集中運用管理試行を備案のうえ実施することができる。</p> <p>四、外貨市場業務の発展を支持する。国外機構が規定に基づき行う直物人民元転・外貨転取引について、登記かつ営業場所がいずれも区内の銀行は、当該機構のために人民元および外貨デリバティブ商品取引を取り扱うことができる。登記かつ営業場所</p>
---	---

<p>五、切实防范跨境资金流动风险。外汇试点业务应当具有真实合法交易基础，不得使用虚假、无效的交易单证办理业务。银行应当建立健全内控制度，按照了解客户、了解业务、尽职审查的展业三原则完善全业务流程的真实性和合规性审查机制并办理业务，严格履行数据及异常可疑信息报送义务。外汇局加强非现场监测与现场核查检查，完善外汇收支预警指标体系，对异常或可疑情况进行风险提示。当国际收支出现或可能出现严重失衡时，外汇局可采取相应的临时性管制措施。</p> <p>六、国家外汇管理局根据国家宏观调控政策、外汇收支形势及试点开展情况，调整试点内容。</p> <p>本通知自发布之日起实施。以前规定与本通知不符的，以本通知为准。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局上海市分局反馈。</p> <p>特此通知。</p> <p>附件： 进一步推进中国（上海）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局上海市分局 2018年1月2日</p>	<p>がいずれも区内の銀行が国外機構のために国内外貨口座（外貨 NRA 口座）の人民元転業務を取り扱うことを許可する。</p> <p>五、クロスボーダー資金流動リスクを適切に防止する。外貨試行業務は、真実かつ合法的な取引の基礎を有していなければならない。虚偽・無効な取引エビデンスを使用して業務を取り扱ってはならない。銀行は、内部統制制度を構築・整備し、「Know Your Customer・Know Your Business・デューデリジェンス」の業務展開三原則に基づき全業務フローの真実性およびコンプライアンス性の審査メカニズムを完備し、かつ業務を取り扱い、データおよび異常・疑わしい情報の送信・報告義務を厳格に履行しなければならない。外管局は、オフサイトモニタリングおよびオンサイト審査・検査を強化し、外貨受払事前アラート指標体系を完備し、異常あるいは疑わしい状況に対してリスク注意喚起を行う。国際収支に重大な不均衡が発生あるいは発生する可能性がある場合、外管局は相応の臨時的管制措置を講じることができる。</p> <p>六、国家外貨管理局は、国家マクロ調整コントロール政策・外貨収支情勢および試行実施状況に基づき、試行内容を調整する。</p> <p>本通知は、公布日より実施する。以前の規定が本通知と一致しない場合、本通知に準じる。執行中に問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局上海市分局にフィードバックされたい。</p> <p>特にここに通知する。</p> <p>付属文書： 中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進に係る実施細則</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局上海市分局 2018年1月2日</p>
--	---

<p>附件： 进一步推进中国（上海）自由贸易试验区 外汇管理改革试点实施细则</p> <p>第一章 总 则</p> <p>第一条 为支持中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）建设，落实《国务院关于印发全面深化中国（上海）自由贸易试验区改革开放方案的通知》（国发[2017]23号）等文件要求，经国家外汇管理局批准，制定本实施细则。</p> <p>第二条 试验区内银行（含注册在区内的银行以及办理区内业务的上海地区其他银行，下同）、境内外企业、非银行金融机构、个人（以下简称区内主体）适用本实施细则。</p> <p>第三条 国家外汇管理局上海市分局（以下简称外汇局）具体负责监督管理试验区外币账户开立、资金划转、结售汇、外汇登记、本外币数据统计监测等事项。</p> <p>第四条 区内机构、个人应当按照本办法及相关规定办理外汇业务；按现行外汇管理规定，及时、准确、完整地向外汇局报送相关数据信息；主动报告异常或可疑情况，配合监督检查和调查。</p> <p>银行应当建立健全内控制度，按照了解客户、了解业务、尽职审查的展业三原则完善全业务流程的真实性和合规性审查机制并办理业务，严格履行数据及异常可疑信息报送义务。</p> <p>除另有规定外，机构、个人应留存充分证明本办法所涉业务真实、合法的相关文件和单证（含电子单证）等5年备查。</p> <p>第五条 区内主体办理本实施细则规定的外汇管理试点业务，应当具有真实合法交易基础，并通过账户办理，不得使用虚假合同等凭证或构造交易。</p>	<p>付属文書： 中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革 試行のさらなる推進に係る実施細則</p> <p>第一章 総 則</p> <p>第一条 中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」）の建設を支持し、《国务院：中国（上海）自由貿易試験区の改革開放の全面的深化方案の印刷・公布に関する通知》（国発[2017]23号）などの文書の要求を実行するため、国家外貨管理局の批准を経て、本実施細則を制定する。</p> <p>第二条 試験区内の銀行（登記が区内の銀行および区内の業務を取り扱う上海地区のその他銀行を含む、以下同様）・国内外の企業・非銀行金融機関・個人（以下「区内主体」）は、本実施細則を適用する。</p> <p>第三条 国家外貨管理局上海市分局（以下「外管局」）は、試験区の外貨口座の開設・資金振替・両替・外貨登記・人民元および外貨のデータ統計モニタリングなどの事項を監督管理する具体的な責を負う。</p> <p>第四条 区内の機構・個人は、本弁法および関連規定に基づき外貨業務を行わなければならない；現行の外貨管理規定に基づき、適時・正確・完全に外管局に関連データ情報を送信・報告しなければならない；異常あるいは疑わしい状況を自主的に報告し、監督検査および調査に協力しなければならない。</p> <p>銀行は、内部統制制度を構築・整備し、「Know Your Customer・Know Your Business・DUE DILIGENCE」の業務展開三原則に基づき全業務フローの真実性およびコンプライアンス性審査メカニズムを完備し、業務を取り扱い、データおよび異常・疑わしい情報の送信・報告義務を厳格に履行しなければならない。</p> <p>別の規定がある場合を除き、機構・個人は、本弁法でいう業務の真実・合法性を十分に証明する関連文書およびエビデンス（電子エビデンスを含む）などを検査に備えて5年間保管しなければならない。</p> <p>第五条 区内主体が本実施細則が規定する外貨管理試行業務を行う場合、真実・合法的な取引の基礎を備え、併せて口座を通じて行い、虚偽の契約書などの証憑を使用</p>
--	--

<p>第二章 经常项目业务</p> <p>第六条 银行应在确保业务真实合规的基础上，按照了解客户、了解业务、尽职审查的展业三原则办理经常项目购付汇、收结汇及划转等手续。对于资金性质不明确的业务，银行应要求办理的机构、个人主体进一步提供相关单证。服务贸易等项目对外支付仍需按规定提交税务备案表。</p> <p>第七条 注册且营业场所均在区内的银行可自主审慎选择区内企业，为其办理货物贸易外汇收支时审核电子单证，具体条件如下：</p> <p>（一）经办银行应具有完善的风险防范内控制度；具备接收、储存电子单证的技术平台或手段，且相关技术能够保证传输、储存电子单证的完整性、安全性；如经办银行某年度执行外汇管理规定年度考核为B-类及以下，自收到考核结果之日起三年之内不得再为新客户以审核电子单证方式办理货物贸易外汇收支；经办银行未直接参与考核的，应以其上一级参与考核分行的考核等级为准。</p> <p>（二）区内企业在经办银行办理外汇收支的合规性和信用记录良好；保证提交电子单证的真实、合法、完整，并具备发送、储存电子单证的技术条件；满足经办银行出于风险管控要求的其他条件。</p> <p>（三）商业银行应采取必要的技术识别等手段，确保企业提交电子单证的唯一性，避免同一单证以及与其相应的纸质单证被重复使用。</p>	<p>あるいは取引を虚構してはならない。</p> <p>第二章 經常項目業務</p> <p>第六条 銀行は、業務の真実・コンプライアンス性の保証を基礎として、「Know Your Customer・Know Your Business・デューデリジェンス」の業務展開三原則に基づき經常項目の外貨転・支払、受取・人民元転および振替などの手続を取り扱わなければならない。資金の性質が不明確な業務について、銀行は実施機構・個人主体に関連エビデンスをさらに提供するように要求しなければならない。サービス貿易などの項目の対外支払は、引き続き規定に基づき税務備案表を提出しなければならない。</p> <p>第七条 登記かつ営業場所がいずれも区内の銀行は、区内企業を自主的かつ慎重に選択し、当該企業のために貨物貿易外貨受払を取り扱う際、電子エビデンスを審査することができる。具体的な条件は以下の通りである：</p> <p>（一）取扱銀行は、完備されたリスク防止内部統制制度を有していなければならない；電子エビデンスの受取・保管の技術的プラットフォームあるいは手段を備え、かつ関連技術は伝送・保存する電子エビデンスの完全性・安全性が保証可能でなければならない；取扱銀行がある年度で外貨管理規定で執行する年度考査でB-類およびそれ以下となった場合、考査結果の受領日より3年以内は新たな顧客のために電子エビデンス審査方式による貨物貿易外貨受払を取り扱ってはならない；取扱銀行が考査に直接参加していない場合、その一級上の考査に参加した支店の考査等級に準じなければならない。</p> <p>（二）区内企業は、取扱銀行において外貨受払実施のコンプライアンス性および信用記録が良好である；提出する電子エビデンスの真実・合法・完全性を保証し、併せて電子エビデンス送信・保管の技術的条件を備えている；取扱銀行のリスク管理コントロールの要求から生じるその他の条件を満たしている。</p> <p>（三）商業銀行は、必要な技術的識別などの手段を講じて、企業が提出する電子エビデンスの唯一性を保証し、同一エビデンスとそれに相応する紙ベースエビデンスと</p>
---	---

<p>第八条 区内货物贸易外汇管理分类等级为A类的企业无需开立出口收入待核查账户，货物贸易外汇收入可直接进入经常项目外汇账户。对于《货物贸易外汇管理指引实施细则》第四十条规定的贸易外汇收支业务，A类企业未通过待核查账户办理的，仍需按照该条规定的单证进行办理。</p> <p>区内货物贸易外汇管理分类等级为B类和C类的企业，应当按照现行货物贸易外汇管理规定办理相关外汇业务。</p> <p>第九条 服务贸易、收益和经常转移等对外支付单笔等值5万美元以上的，按规定提交税务备案表。</p> <p>第三章 资本项目业务</p> <p>第十条 区内金融租赁公司、外商投资融资租赁公司及中资融资租赁公司在向境内承租人办理融资租赁时，如果其用以购买租赁物的资金50%以上来源于自身的国内外汇贷款或外币外债，可以外币形式收取租金（详细操作规程见附1）。</p> <p>第四章 外汇市场业务</p> <p>第十一条 具备人民币与外汇衍生产品业务资格的银行，可以按照外汇管理规定为试验区相关业务提供人民币与外汇衍生产品服务。</p> <p>对于境外机构按规定可开展即期结售汇交易的，注册且营业场所均在区内的银行可以为其办理人民币与外汇衍生产品交易。</p> <p>衍生产品的具体范围和管理应符合现行外汇管理规定，纳入银行结售汇综合头寸管理（通过FT账户办理的除外），并按现行规定向外汇局报送相关数据。</p>	<p>の重複使用を回避しなければならない。</p> <p>第八条 区内の貨物貿易外貨管理分類等級がA類の企業は、輸出収入審査待機口座を開設する必要がなく、貨物貿易外貨収入は、經常項目外貨口座に直接入金することができる。《貨物貿易外貨管理ガイド実施細則》第四十条が規定する貿易外貨受払業務について、A類企業が審査待機口座を通じて行っていない場合、引き続き当該条項で規定したエビデンスに基づき行わなければならない。</p> <p>区内の貨物貿易外貨管理分類等級がB類およびC類の企業は、現行の貨物貿易外貨管理規定に基づき関連外貨業務を行わなければならない。</p> <p>第九条 サービス貿易・収益および經常移転などの対外支払が一件あたり5万米ドル相当以上の場合、規定に基づき税務備案表を提出する。</p> <p>第三章 資本項目業務</p> <p>第十条 区内の金融リース会社・外商投資ファイナンスリース会社および中資ファイナンスリース会社が国内のレシーにファイナンスリースを行う際、リース物件購入に用いる資金の50%以上が自身の国内外貨借入あるいは外貨外債を原資とする場合、外貨形式によりリース料を受け取ることができる（詳細なオペレーション規程は添付1参照）。</p> <p>第四章 外国為替市場業務</p> <p>第十一条 人民元および外貨デリバティブ商品の業務資格を有する銀行は、外貨管理規定に基づき試験区の関連業務のために人民元および外貨デリバティブ商品サービスを提供することができる。</p> <p>国外機構が規定に基づき直物人民元転・外貨転取引を行う場合、登記かつ営業場所がいずれも区内の銀行は、当該機構のために人民元および外貨デリバティブ商品取引を取り扱うことができる。</p> <p>デリバティブ商品の具体的範囲および管理は、現行の外貨管理規定に合致し、銀行の人民元転・外貨転の総合ポジション管理に組み入れ（FT口座を通じた取扱は除く）、併せて現行の規定に基づき外管局に関連データを送信・報告しなければならない。</p>
---	---

第十二条 允许注册且营业场所均在区内的银行为境外机构办理其境内外汇账户（外汇NRA账户）结汇业务（详细操作规程见附2）。

第五章 附 则

第十三条 区内企业开展跨国公司外汇资金集中运营管理业务，其上年度本外币国际收支规模由超过1亿美元调整为超过5000万美元，其余按照《国家外汇管理局关于印发〈跨国公司外汇资金集中运营管理规定〉的通知》（汇发〔2015〕36号）办理。

具备一定特征的区内金融租赁公司、资产管理公司符合上述条件的，可按规定备案开展外汇资金集中运营管理试点。特征包括但不限于：此类机构与跨国公司外汇资金集中运营管理的紧密度，是否有利于切实支持实体经济发展，是否有利于支持本企业集团的主营业务，是否有利于防范金融风险等。

第十四条 外汇局依法对试验区相关业务进行监管，开展非现场统计监测，完善外汇收支预警指标体系，对异常或可疑情况进行风险提示。当国际收支出现或可能出现严重失衡时，外汇局可采取相应的临时性管制措施。

外汇局可根据国家宏观调控政策、外汇收支形势及试点业务开展情况，逐步完善和改进试点业务内容。

第十五条 外汇局依法对试验区相关业务进行现场监督检查和调查。机构、个人违规的，依法按照《中华人民共和国外汇管理条例》等进行处罚，并视情节暂停或取消相关主体办理本实施细则规定的相关业务。

第十六条 本实施细则自发布之日起施行，未尽事宜按照现行外汇管理规定办理。

第十二条 登記かつ営業場所がいずれも区内の銀行が国外機構のために国内外貨口座（外貨 NRA 口座）の人民元転業務を取り扱うことを許可する（詳細なオペレーション規程は添付 2 参照）。

第五章 附 則

第十三条 区内企業が多国籍企業外貨資金集中運用管理業務を行う場合、その前年度の人民元・外貨の国際収支規模を 1 億米ドル超から 5,000 万米ドル超に調整し、その他は、《国家外貨管理局：〈多国籍企業外貨資金集中運用管理規定〉印刷・公布に関する通知》（匯發[2015]36 号）に基づき取り扱う。

一定の特徴を備えた区内の金融リース会社・資産管理会社が上述の条件に合致する場合、規定に基づき外貨資金集中運用管理試行を備案のうえ実施することができる。特徴とは以下を含むがこれに限らない：当類機構と多国籍企業外貨資金集中運用管理との緊密度、実体経済発展の適切な支持に有利か否か、本企業グループの主營業務の支援に有利か否か、金融リスク防止に有利か否かなど。

第十四条 外管局は、法に基づき試験区の関連業務に対して監督管理を行い、オフサイト統計モニタリングを実施し、外貨受払事前アラート指標体系を完備し、異常あるいは疑わしい状況に対してリスク注意喚起を行う。国際収支に重大な不均衡が発生あるいは発生する可能性がある場合、外管局は相応の臨時的管制措置を講じることができる。

外管局は、国家マクロ調整コントロール政策・外貨収支情勢および試行業務の実施状況に基づき、試行業務の内容を段階的に完備および改善することができる。

第十五条 外管局は、法に基づき試験区の関連業務に対してオンサイト監督検査および調査を行う。機構・個人が規定に違反した場合、法に従い《中華人民共和国外貨管理条例》などに基づき処罰し、併せて状況を見て関連主体による本実施細則が規定する関連業務の実施を暫時停止あるいは取り消す。

第十六条 本実施細則は、公布日より施行し、言及していない事項については現行

《国家外汇管理局上海市分局关于印发〈进一步推进中国（上海）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则〉的通知》（上海汇发〔2015〕145号）同时废止。

附1:

试验区融资租赁外汇管理操作规程

一、允许融资租赁类公司融资租赁业务境内收取外币租金

（一）区内金融租赁公司、外商投资融资租赁公司及中资融资租赁公司（以下简称融资租赁类公司）办理融资租赁业务时，如用以购买租赁物的资金50%以上来源于自身国内外汇贷款或外币外债，可以在境内以外币形式收取租金。

（二）承租人凭出租人出具的支付外币租金通知书、能够证明“用以购买租赁物的资金50%以上来源于自身国内外汇贷款或外币外债”的证明文件等，到银行办理对出租人的租金购付汇手续。

（三）区内融资租赁类公司收取的外币租金收入，可以进入自身按规定在银行开立的外汇账户（应划入其他资本项目专用账户）；超出偿还外币债务所需的部分，可直接在银行办理结汇。

（四）融资租赁采用回租结构的，出租人可选择以外币或人民币形式向承租人支付租赁设备价款。承租人收取外币的，可以办理结汇。

二、便利融资租赁项目货款支付

（一）允许区内融资租赁项目公司从境外购入飞机、船舶和大型设备并租赁给承租人时，凭合同、商业单证等材料办理付汇手

の外貨管理規定に基づき取り扱う。《国家外貨管理局上海市分局：〈中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進に係る実施細則〉印刷・公布に関する通知》（上海匯發[2015]145号）は、同時に廃止する。

添付1:

**試験区のファイナンスリース
外貨管理オペレーション規程**

一、ファイナンスリース類会社のファイナンスリース業務に係る国内での外貨リース料受取の許可

（一）区内の金融リース会社・外商投資ファイナンスリース会社および中資ファイナンスリース会社（以下「ファイナンスリース類会社」）がファイナンスリース業務を行う際、そのリース物件購入に用いる資金の50%以上が自身の国内外貨借入あるいは外貨外債を原資とする場合、国内において外貨形式によりリース料を受け取ることができる。

（二）レシーはレッサーが発行した外貨リース料支払通知書・「リース物件購入に用いる資金の50%以上が自身の国内外貨借入あるいは外貨外債を原資とする」ことを証明できる証明文書などにより、銀行においてレッサーに対するリース料の外貨転・支払手続を行う。

（三）区内のファイナンスリース類会社が受け取る外貨リース料収入は、自身が規定に基づき銀行において開設した外貨口座に入金することができる（その他資本項目専用口座に振替入金しなければならない）；外貨債務の返済に必要な金額を超過する部分は、直接銀行において人民元転を行うことができる。

（四）ファイナンスリースでリースバック形式を採用する場合、レッサーは外貨あるいは人民元形式を選択のうえレシーにリース設備代金を支払うことができる。レシーが外貨を受け取る場合、人民元転を行うことができる。

二、ファイナンスリースプロジェクトに係る貨物代金支払の利便化

（一）区内ファイナンスリースプロジェクト会社が国外から航空機・船舶および大型設備を購入かつレシーにリースする場

续。

(二) 单证审核要求。1、区内融资租赁公司或其项目公司，从境外购入飞机并租赁给境内承租人的，凭国家发展改革委出具给航空公司的飞机购买或租赁批文、购买合同、商业单证等办理付汇手续。支付预付款时无法提供国家发展改革委批文的，可事后向银行补充提供。2、区内融资租赁公司或其项目公司，从境外购入船舶和大型设备并租赁给境内承租人的，凭合同、商业单证等办理付汇手续。3、区内融资租赁公司或其项目公司，从境外购入飞机、船舶和大型设备并租赁给境外承租人的，凭合同、商业单证等办理付汇手续，外汇局可按照无关单外汇支付方式进行核查。4、区内融资租赁公司或其项目公司支付预付货款后，须按规定通过货物贸易外汇业务监测系统（企业端）进行相应的企业报告。5、付汇银行根据与境外签订的购买合同，办理对外支付手续时，若购买合同由联合购买人签订的，付汇银行根据合同办理融资租赁项目公司对外支付手续。6、区内融资租赁公司或其项目公司购入飞机、船舶和大型设备并租赁给境内承租人，依据相关规定收取外币租金。

(三) 监测管理。融资租赁项目公司支付预付货款后，由付汇银行办理相应的台账登记，跟踪项目进境或转租境外的情况，并及时报告外汇局。

合、契約書・商業エビデンスなどの資料により外貨支払手続を行うことを許可する。

(二) エビデンス審査の要求。1、区内ファイナンスリース会社あるいはそのプロジェクト会社が、国外から航空機を購入かつ国内レシーにリースする場合、国家发展改革委員会が航空会社に発行する航空機売買あるいはリース批准文書・売買契約書・商業エビデンスなどにより外貨支払手続を取り扱う。前払金を支払う際、国家发展改革委員会の批准文書を提供することができない場合、事後に銀行に追加で提供することができる。2、区内ファイナンスリース会社あるいはそのプロジェクト会社が、国外から船舶および大型設備を購入かつ国内レシーにリースする場合、契約書・商業エビデンスなどにより外貨支払手続を取り扱う。3、区内ファイナンスリース会社あるいはそのプロジェクト会社が、国外から航空機・船舶および大型設備を購入かつ国外レシーにリースする場合、契約書・商業エビデンスなどにより外貨支払手続を取り扱い、外管局は通関申告書無しの外貨支払方式に基づき審査を行うことができる。4、区内ファイナンスリース会社あるいはそのプロジェクト会社は前払金を支払った後、必ず規定に基づき貨物貿易外貨業務モニタリングシステム（企業端末）を通じて相応する企業報告を行わなければならない。5、外貨支払銀行が国外と締結した売買契約書に基づき、対外支払手続を取り扱う場合、売買契約書が共同購入者により締結されている場合、外貨支払銀行は契約書に基づきファイナンスリースプロジェクト会社の対外支払手続を取り扱う。6、区内ファイナンスリース会社あるいはそのプロジェクト会社が航空機・船舶および大型設備を購入かつ国内レシーにリースする場合、関連規定に基づき外貨リース料を受け取る。

(三) モニタリング管理。ファイナンスリースプロジェクト会社の前払金の支払後、外貨支払銀行は相応する台帳登記を行い、プロジェクトの入国あるいは国外への転リースの状況を追跡し、併せて遅滞なく外管局に報告する。

<p>附2: 试验区境外机构境内外汇账户结汇操作规程</p> <p>一、境外机构按规定在注册于试验区内的银行开立的外汇账户（即外汇NRA账户）内资金可以结汇。</p> <p>二、结汇所得人民币资金应支付境内使用，不得划转境外或进入FT账户及人民币NRA账户等。</p> <p>三、银行按照不落地结汇方式办理外汇NRA账户结汇。</p> <p>（一）银行应通过银行内部账户办理结汇及支付，结汇及支付时可不审单。</p> <p>（二）外汇资金原则上不落地结汇后2个工作日内划入收款银行账户，收款银行按规定审核收款方提供的经常项目或资本项目单证后办理资金入账。</p> <p>（三）如收款银行审核后认为资金不合规无法入账或发生交易撤销引起退汇的，无论经常、资本项下交易，该笔人民币资金原路退回结汇银行，结汇银行应在收到款项当天通过不落地购汇后原路退回外汇NRA账户。</p> <p>（四）退回过程中发生的货币转换损失或收益由境外机构（或境外机构与其交易对手协商）承担。</p> <p>（五）根据《银行结售汇统计制度》（汇发[2006]42号），非居民机构办理结汇按照人民币资金用途确定统计项目的具体归属。</p> <p>四、银行为境外机构办理其外汇NRA账户结汇过程中发现其存在异常或涉嫌违规情况的，应及时报告外汇局。</p>	<p>添付2: 試験区国外機構の国内外貨口座 人民元転オペレーション規程</p> <p>一、国外機構が規定に基づき試験区内に登録している銀行において開設した外貨口座（つまり外貨 NRA 口座）内の資金は、人民元転することができる。</p> <p>二、人民元転代り金は、国内使用の支払でなければならず、国外に振り替えあるいはFT口座および人民元 NRA 口座などに入金してはならない。</p> <p>三、銀行は、両替後直接支払方式に基づき外貨 NRA 口座の人民元転を取り扱う。</p> <p>（一）銀行は、銀行の内部口座を通じて人民元転および支払を取り扱い、人民元転および支払の際にエビデンスを審査しなくてもよい。</p> <p>（二）外貨資金は、原則、両替後直接支払後、2営業日以内に受取銀行の口座に振替入金し、受取銀行は規定に基づき受取側が提供する經常項目あるいは資本項目のエビデンスを審査した後、資金入金を取り扱う。</p> <p>（三）受取銀行の審査後、資金がコンプライアンスに準拠しておらず入金不可あるいは取引の取消により生じた返金であると判断した場合、經常・資本項目の取引に関わらず、当該人民元資金は元のルートで人民元転銀行に返金し、人民元転銀行は資金受取当日に両替後直接支払により元のルートで外貨 NRA 口座に返金しなければならない。</p> <p>（四）返金中に発生する通貨転換による損失あるいは収益は、国外機構が（あるいは国外機構がその取引相手と協議のうえ）負担する。</p> <p>（五）《銀行両替統計制度》（匯發[2006]42号）に基づき、非居住者機構が行う人民元転は、人民元資金の用途に基づき統計項目の具体的な帰属を確定する。</p> <p>四、銀行が国外機構のために外貨 NRA 口座の人民元転を取り扱う過程において異常あるいは規定違反が疑われる状況を見つけた場合、遅滞なく外管局に報告しなければならない。</p>
--	--